

報告事項 1

平成30年度 事業計画

平成30年6月4日

一般社団法人東京都計量協会

1 運営方針

われわれ計量団体に任務である地域社会の公正、安全の維持にかかるシステムの構築・持続的維持の重要性は常に変わることはない。会員の事業の安定的な発展を目指し、地域の計量の安全確保を確実なものとするべく地道な活動を継続していくことが重要である。

このような認識の下、平成28年11月に計量行政審議会において①民間事業者の参入の促進、②技術革新・社会的環境変化への対応、③規制範囲・規定事項の再整理・明確化の3つの視点からとりまとめられた答申「今後の計量行政の在り方―次なる10年に向けて―」を踏まえ、「消費者保護」の観点からの我々の活動の見直し・強化は今後中心的な課題となっていくものと考えられる。ユーザー団体、法定計量分野の個々の受検者、一般消費者などとの交流強化がより強く求められることになろう。

平成30年度はさらに充実した協会活動を展開し、新たな取り組みにもチャレンジしながら、都民の計量の安全確保に邁進していかねばならない。

2 事業計画

(1) 計量思想普及、啓発事業の実施

- 1) 東京都計量検定所に協力し、区、市で開催される消費生活展等に参加して計量思想の普及を図る。
- 2) 機関紙発行、ホームページの充実等、都民及び計量関係者に幅広い計量情報を提供するとともに、研修会開催などを通じた教育活動を行う。
- 3) 東京都と協力し実施している「出前計量教室」等に、より積極的に参画、事業の継続性確立を目指す。
- 4) 東京都計量検定所と共同し、小学生に「重さ」、「長さ」などを体験してもらう機会を提供する目的で、新たに「ジュニア計量学校」と称する、教育カリキュラムを作成し、実施する。

(2) 計量記念日事業の実施

- 1) 11月1日の計量記念日に東京都生活文化局と共催して「都民計量のひろば」を開催し、都民への広範な計量の普及啓発を行う。
- 2) 11月、計量協調月間中に「計量記念日のつどい」を開催して記念日の意義高揚

を図る。

(3) 指定定期検査機関等の業務の実施

- 1) 東京都指定定期検査機関等として、2トンを超える大型はかりの定期検査を実施し、適正計量の確保に資する。
- 2) 同じく、計量証明検査を行い適正計量の確保に資する。
- 3) 東京都指定定期検査機関等として、250kg～2トンまでの中型はかりの定期検査を実施し適正計量を推進する。
- 4) 同じく、一部受託している小型はかり検査を実施し適正計量を推進する。また、平成28年度からはさらに東京都の約3分の1を加え実施する。
- 5) 八王子市が平成27年度から中核市に指定されたのに伴い、八王子市指定定期検査機関として、定期検査業務を受託し適正計量を推進する。

(4) 適正計量推進事業の実施

- 1) 計量器ユーザーの依頼による計量器の検査、量目管理、保守点検、コンサルティング等を事業とし適正計量の確保を図る。
- 2) 計量器の検定、検査申請事務、会員団体等の事務を受託し業界振興に尽くす。
- 3) 東京都計量関係手数料等徴収事務を受託し、実施する。
- 4) 東京都の実施するタクシーメーター装置検査業務につき、その検査補助業務（港南検査場・深川検査場）を受託し、検査業務の円滑化に資する。
- 5) 計量器ユーザーへの情報提供、交流を目指し、また消費者に対する計量教育の充実を図る。

(5) 計量に関する研修、見学会の開催

- 1) 計量器コンサルタント研修会、計量情報講習会等を開催して知識の向上を図る。
- 2) 適正計量管理事業所等の見学会を開催し知識の向上、視野の拡大等に資する。

(6) 計量に関する諸問題の調査、研究

- 1) 新時代対応型の検査、自主管理体制のあり方を研究し、次代の適正計量の維持システム構築に資する。
- 2) 部会活動を助成し、都計量業界の実情を把握して今後の計量界の発展に資する。

(7) 関係官公庁及び関係団体との協調、協力及び交流

東京都計量検定所、(一社)日本計量振興協会をはじめ関係官公庁及び関係団体と連携を密にし、協調、協力して「計量の安全」の前進を図る。

(8) 表彰及び表彰候補者の推薦

計量関係功労者の表彰を行うとともに各種表彰の候補者を推薦し中小事業者の振興に資する。